令和８年度第２回埼玉県少子化対策協議会　次第

日時：令和８年１０月２０日（火）
　　１０：００～１１：３０
方法：Teams

１　開会

２　挨拶
　議長（埼玉県福祉部こども政策局長）

３　議題等
（１）放課後児童対策について
（２）保育人材確保事業について
（３）子育て支援パスポート事業について
（４）若者の出会い応援事業について
（５）こどもの意見聴取について
（６）その他

４　閉会

資料（１－１）

令和８年７月 14 日
こども家庭庁成育局成育環境課

令和８年度
放課後児童クラブの実施状況（速報値）

１．放課後児童クラブの概要

○ 児童福祉法に規定する「放課後児童健全育成事業」として、平成 10 年度に創設。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（１～６年生）に、授業の終了後に学校や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

○ 年度後半にかけて登録児童数、待機児童数共に減少する傾向にある。

２．放課後児童健全育成事業の実施状況調査の概要

○ 速報値調査は、令和５年度から実施。

○ 内容

対象：放課後児童クラブを実施している自治体　1,636 市区町村

調査時点：令和８年５月１日

○ 今後、詳細を調査した上での確報値ならびに、本年 10 月 1 日時点の速報値を収集し、本年 12 月下旬を目途に公表する予定。

３．調査結果（速報値）

本調査は、速報値のため、今後自治体による修正等により、若干の数字の変動が発生することにご留意いただきたい。

○ 登録児童数　：1,602,037 人（前年比 31,392 人増）

○ 支援の単位数〈注１〉：40,159 支援の単位（前年比 735 支援の単位増）

○ 利用できなかった児童数（待機児童数）〈注２〉
：14,713 人（前年比 1,617 人減）

○ 居場所利用児童数〈注３〉：3,030 人

○ 居場所確保要支援児童数（待機児童数から居場所利用児童数を除した数）
：11,683 人

〈注１〉放課後児童クラブでの活動は、児童を集団に分けて行っており、「支援の単位数」とは、その活動する集団の数を示しているものである。

〈注２〉調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが利用（登録）できなかった児童の数。

〈注３〉自治体が関与している放課後のこどもの居場所を提供する事業を利用している児童の数。居場所を提供する事業の実施方法（頻度や場所等）は自治体によって異なる。

各都道府県別の状況

	都道府県名	登録児童数		待機児童数		居場所確保要支援児童数
		令和８年度	昨年度比	令和８年度	昨年度比	令和８年度
1	北海道	64,711	1,120	321	94	220
2	青森県	17,563	−656	20	16	20
3	岩手県	16,962	520	109	−80	109
4	宮城県	34,480	159	309	−11	290
5	秋田県	12,116	90	16	−52	16
6	山形県	17,309	−32	108	25	105
7	福島県	28,189	90	237	−69	233
8	茨城県	48,609	751	127	22	127
9	栃木県	31,596	726	125	0	83
10	群馬県	29,372	−82	14	5	14
11	埼玉県	87,590	1,906	1,370	−311	1,236
12	千葉県	81,176	3,842	788	−318	564
13	東京都	149,169	1,924	2,550	−810	1,554
14	神奈川県	105,477	211	819	−248	674
15	新潟県	32,420	1,086	20	−29	20
16	富山県	14,480	222	35	−35	35
17	石川県	17,327	312	30	8	30
18	福井県	12,087	170	0	0	0
19	山梨県	12,403	157	56	36	41
20	長野県	34,184	1,268	182	149	171
21	岐阜県	20,170	418	196	54	195
22	静岡県	39,084	911	400	−67	400
23	愛知県	71,726	2,200	864	104	431
24	三重県	21,847	1,119	43	−22	43
25	滋賀県	23,407	631	104	17	94
26	京都府	34,957	704	50	−63	50
27	大阪府	81,145	2,444	662	113	645
28	兵庫県	65,198	1,242	1,341	−123	682
29	奈良県	19,768	521	97	27	97
30	和歌山県	10,799	551	35	−8	35
31	鳥取県	9,289	303	29	−19	29
32	島根県	9,958	−81	55	−21	55
33	岡山県	28,115	1,070	234	125	234
34	広島県	38,542	952	134	−42	128
35	山口県	17,750	449	363	71	363
36	徳島県	8,144	−69	96	30	96
37	香川県	14,372	95	163	4	163
38	愛媛県	16,917	752	187	−201	186
39	高知県	7,545	−65	168	−55	150
40	福岡県	73,370	1,380	658	223	594
41	佐賀県	13,196	700	131	−98	131
42	長崎県	20,582	5	46	−3	17
43	熊本県	23,152	393	128	18	111
44	大分県	15,708	−27	14	−48	14
45	宮崎県	14,540	171	377	21	375
46	鹿児島県	27,708	343	76	−47	73
47	沖縄県	27,828	496	826	1	750
合計		1,602,037	31,392	14,713	−1,617	11,683

各都道府県の状況（待機児童数順　待機児童数が 100 人以上いる都道府県）

	都道府県名	令和８年度	昨年度比
1	東京都	2,550	-810
2	埼玉県	1,370	-311
3	兵庫県	1,341	-123
4	愛知県	864	104
5	沖縄県	826	1
6	神奈川県	819	-248
7	千葉県	788	-318
8	大阪府	662	113
9	福岡県	658	223
10	静岡県	400	-67
11	宮崎県	377	21
12	山口県	363	71
13	北海道	321	94
14	宮城県	309	-11
15	福島県	237	-69
16	岡山県	234	125
17	岐阜県	196	54
18	愛媛県	187	-201
19	長野県	182	149
20	高知県	168	-55
21	香川県	163	4
22	広島県	134	-42
23	佐賀県	131	-98
24	熊本県	128	18
25	茨城県	127	22
26	栃木県	125	0
27	岩手県	109	-80
28	山形県	108	25
29	滋賀県	104	17

資料（１－２）

放課後居場所緊急対策事業

ランドセルルームたかさか（東松山市）

令和８年８月２０日現在

目的等

放課後児童クラブ入所保留児童の居場所対策として、令和７年度から開始した事業。放課後や長期休業期間中に、こどもが主体的に遊びや自主学習等に取り組む場所を用意する。事業実施中は放課後児童サポートスタッフによって児童の登室・降室の把握や見守りを行う。

概要

利用日・時間：月曜日から金曜日までの学校授業日→放課後から午後５時まで
長期休業日及び学校の振替休業日　→午前９時から午後５時まで

対象児童　：以下の３つの要件すべてに該当すること
・高坂小学校に在籍している児童
・高坂小学校区の公立放課後児童クラブに入所申請し、定員の超過により入所を保留となった児童
・ランドセルルーム事業利用登録の承認を受けている児童

利用定員　：１日最大利用人数　３５名

利用料　：無料（傷害保険料６３０円は徴収）

昼食・おやつ：提供なし。長期休業中等はお弁当持参。

実施場所　：高坂小学校 別棟１階 生活科室

スタッフ　：児童の登室・降室の把握・見守りを行う専門スタッフ（会計年度任用職員）



ランドセルルームたかさか

市担当者のコメント

高坂地区は過去の大規模な宅地開発により、市内でも特に児童数が増えている地域で、放課後児童クラブに入室できない児童が発生しているため、事業を実施することとした。市内でこの事業を活用しているのは、初年度の令和７年度、令和８年度ともにこの１か所。今年度で２年目となり、徐々に浸透して令和８年７月現在で１６人が登録している。学校敷地内の校門近くに位置しており、送り迎えもスムーズにできている。

東松山市 こども家庭部 保育課　0493-21-1407

高坂小学校放課後居場所緊急対策事業（ランドセルルームたかさか） - 東松山市公式ホームページ

放課後居場所緊急対策事業

サマープレイスところざわ（所沢市）

令和８年８月２０日現在

目的等

小学校の夏休み期間において、放課後児童クラブの利用申し込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、児童館等既存施設に専門スタッフを配置し、登降所の把握や見守り等を行い、こどもの居場所を提供する事業。令和７年度から実施。

概要

利用日・時間：対象とする小学校の夏季休業期間の祝日を除く月曜日から金曜日
午前８時から午後６時まで

対象児童　：令和８年度所沢市放課後児童クラブに入所申し込みをして、「保留」となっている児童（対象児童には案内を送付）

受入人数　：１施設当たりおおむね２０人

利用料　：５，０００円（保険料、おやつ代、諸費。延長料金を除く。）

昼食・おやつ：児童はお弁当持参。おやつの提供あり。

実施場所　：児童館・保育園等 市内６か所

スタッフ　：専任の見守りスタッフ



所沢SecretBase

市担当者のコメント

夏休みのこどもの居場所を求める保護者のニーズに応えるためにこの事業を開始した。初年度の令和７年度は３か所、令和８年度は６か所に増やして実施している。既存の保育園や児童館の場所を使用し、運営は市が委託した事業者が行う。
写真の所沢SecretBaseは、NPO法人が運営する若者向けの居場所だが、夏休みの期間中その一部分を小学生が利用することにより、異世代間の交流も生まれている。

所沢市 こども未来部 青少年課　04-2998-9103

所沢市ホームページ　令和8年度「サマープレイスところざわ」を実施します。

放課後居場所緊急対策事業

なついろキッズスペースこしがや（越谷市）

令和８年８月２０日現在

目的等

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、学童保育室の利用申請をしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿及び多様な居場所を確保し、小学校夏季休業時間に児童を預かるもの。

概要

利用日・時間：対象とする小学校の夏季休業期間の祝日を除く月曜日から金曜日
午前９時から午後５時まで
（越谷コミュニティセンターは午前７時半から午後７時まで）

対象児童　：該当児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない者、かつ、
学童保育室の利用申請をしたにもかかわらず利用できない児童

利用定員　：１０人～６０人（施設により異なる）

利用料　：日額３２０円～４６０円（施設により異なる。別途、傷害保険料８００円を徴収。）

昼食・おやつ：児童はお弁当持参（一部期間給食の提供あり。）おやつなし。

実施場所（定員）：越谷市南越谷地区センター　（１０人）
児童館ヒマワリ　（１５人）
越谷コミュニティーセンター（６０人）

スタッフ　：専任の見守りスタッフ（元学童保育指導員等）



越谷コミュニティセンター

市担当者のコメント

学童保育室の待機児童対策としてこの事業を開始した。初年度の令和７年度は２か所、令和８年度は３か所で実施している。既存の児童館や市のコミュニティセンターを使用して実施している。
写真の越谷コミュニティセンターは、５階部分が利用されていない状況であったが、この事業により、こどもの夏休みの居場所として有効活用している。南越谷駅徒歩５分で立地が良く、電車を利用する保護者の評判が良い。面積も広く、こどもたちものびのび遊べて好評である。登録児童数は令和８年８月現在４０人で、１日の平均利用人数は１５人～２０人となっている。

越谷市 こども家庭部 保育施設課 学童保育推進室　048-963-9158

こどもまんなか こども家庭庁

放課後居場所緊急対策事業

成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数　（463億円の内数）

事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

事業の概要

１　対象児童：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童

２　職員体制：市町村が適当と認めた者を１名以上配置。

３　開所日数等：原則週３日以上、かつ１日２時間以上

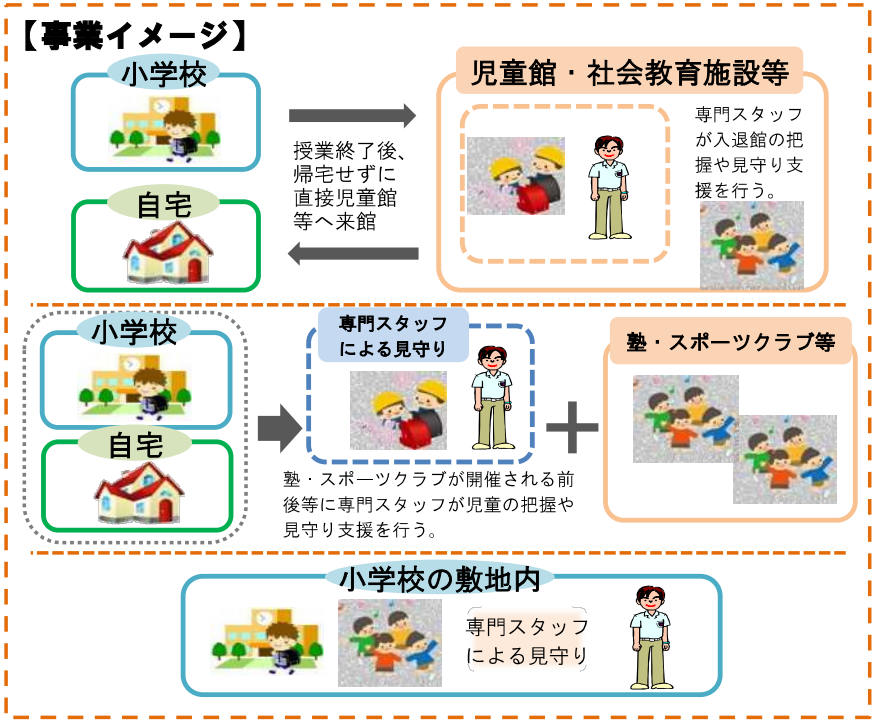
４　実施場所：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。

５　対象事業の要件

（１）本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。

（２）塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。

（３）他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

【補助基準額案】①運営費：1,211千円（年額）　②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

こどもまんなか こども家庭庁

企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業

新規

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額　１０億円

事業の目的

● 放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした、預かり機能を有し、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

事業の概要

以下の（1）～（3）を一連の事業として実施する。

（１）調査研究の実施

保護者の就労環境や、放課後児童クラブ等のこどもの居場所の充足状況等を勘案した上で、企業等民間の活力を導入した小学生の預かり機能を有した場の確保等を必要に応じて行うため、事業者や有識者、自治体担当部署等の関係者の知見を取り入れつつ、（２）の小学生の預かり機能構築に伴走し、事業の効果検証を行い、今後の預かり機能構築に向けた調査研究を行う。

（２）小学生の預かり機能構築の実施

➢ 実施場所

少子化等の影響による保育施設のスペースに余裕が出ていることや、専門的人材の確保の観点から、企業主導型保育施設、認可外保育施設、小規模保育施設等の余裕スペースを優先する。この他、令和８年度にモデル開発できなかった場所での実施も検討する。

➢ 対象児童

共働き世帯等の小学生（特に、小学校低学年を想定）

- 「預かり機能」を果たしうる「場」や「人材」の確保等の支援（賃借料補助、人件費補助等）
- 運営上の阻害要因の分析を行い、解決策（例：人材確保・人材育成支援、運営基盤構築に向けたコンサルティング等）の検討、実行
- 利用するこどもの意見を聴取する手法の開発、実施
- こどもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討、実施
  ※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、職域、家庭との連携・協働体制の検討、実施
- 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいれて、利用する小学生が安定的に放課後に過ごすことができる場の創設を目指す。

（３）成果物の提出

モデル事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

実施主体等

【実施主体】民間団体、地方自治体　　【補助基準額案】１事業あたり20,000千円＜（２）の事業数に応じて10,000千円加算＞

【補助率】国10/10

こどもまんなか こども家庭庁

小学校高学年を対象にした放課後児童対策モデル事業

新規

成育局 成育環境課

＜子ども・子育て支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　２億円

事業の趣旨・目的

- 放課後児童クラブの待機児童は、高学年（４～６年生）児童が占める割合が高い（56.7%）。しかしながら、高学年児童の多くは、発達過程の中で、自分自身で放課後の過ごし方を選択できるようになることや、塾や習い事などの放課後児童クラブ以外の放課後の受け皿も一定あることから、低学年の待機児童とはニーズに違いがある。
- また、現在の放課後児童クラブの登録児童が低学年に偏っていることから、高学年には居場所としての魅力が乏しいことも考えられる。これらのことを踏まえると、高学年児童であっても安全・安心で自由に利用できる居場所や、高学年児童が主体的に参加できる機会のある居場所を確保することは重要である。
- そのため、高学年児童の居場所づくりを市町村域あるいは学校区単位で実践し、モデル化し、既存の放課後児童健全育成事業とは異なる居場所の多様化を進め、放課後児童クラブの待機児童解消につなげる。

事業の概要

（１）放課後の居場所づくり（学校が行われている平日を想定）
- 放課後児童クラブの待機児童を中心とした小学校高学年（４～６年生）を対象とし、学校施設（小学校や中学校）の利活用を念頭にいれ、地域の実情に応じて、既存施設を活用した放課後の居場所を実施する。
- 安全確保スタッフ（２名以上）の配置を行うと同時に、こどもの所在がわかるよう利用時・帰宅時の管理ができるシステムの導入を推奨する。

（２）こどもが主体的に参加できる機会（プログラム等）の提供
地域の民間企業・民間団体、大学・高校等（教職員や学生）等の他、放課後子供教室や自治体独自の学習等を提供する事業と連携し、小学校高学年のこどもが主体的に参加できるプログラム（運動、表現、学習等）等を実施する。

（３）効果検証
市町村子ども・子育て会議や放課後児童対策に関する委員会等の関係者による既存の協議会（新規の設置も可能）を活用して、こどもや保護者の意見を聴取した上で、モデル事業の効果を検証し、報告書を取りまとめる。

実施主体等

【実施主体】市町村（ただし、令和９年度当初において高学年の待機児童が20人以上生じる見込みの市町村を優先する）
【補助基準額案】3,500千円
【補助率】国 1/2　市町村1/2

保育士の確保･定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進　【予算額】52，277，976千円

一部新規

担当　こども支援課　保育政策担当　内線　３３２８
保育・人材確保担当　内線　３３４９

目　的

市町村等と連携し、保育士の確保・定着を進めるとともに、保育の質の向上を推進する。

事業概要

１　保育士の確保･定着　48，578，096千円

（１）保育士になる夢を後押し（ 新　規 ）　２９，７１１千円

・県内保育士養成校や保育所等と連携し、中学生・高校生に対し、保育の仕事の意義ややりがいを伝えることで、将来の進路選択のきっかけとするため、夏休み職場体験を実施



（２）保育士の復帰・復職のサポート　３８，４０６千円

・未就学児を持つ保育士が復帰・復職する場合に、当該保育士が支払う保育料の半額（上限27，000円）の貸付期間を拡大

（３）保育士の就職支援　１４５，７８８千円

・「保育士・保育園支援センター」の運営、保育士向け就職フェアの開催
・新卒保育士及び潜在保育士への就職準備金の貸付

（４）保育士の奨学金返済支援　２５，３０６千円

・県内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金返済の支援を行う市町村への補助
〔支援額〕年額１８万円（上限。県負担割合１／２）〔支援期間〕最長５年間

（５）保育士の宿舎借上費用への助成　１９５，１９８千円

・国の「保育士宿舎借り上げ支援事業」を実施する市町村と保育所等への上乗せ補助による住居費負担の軽減

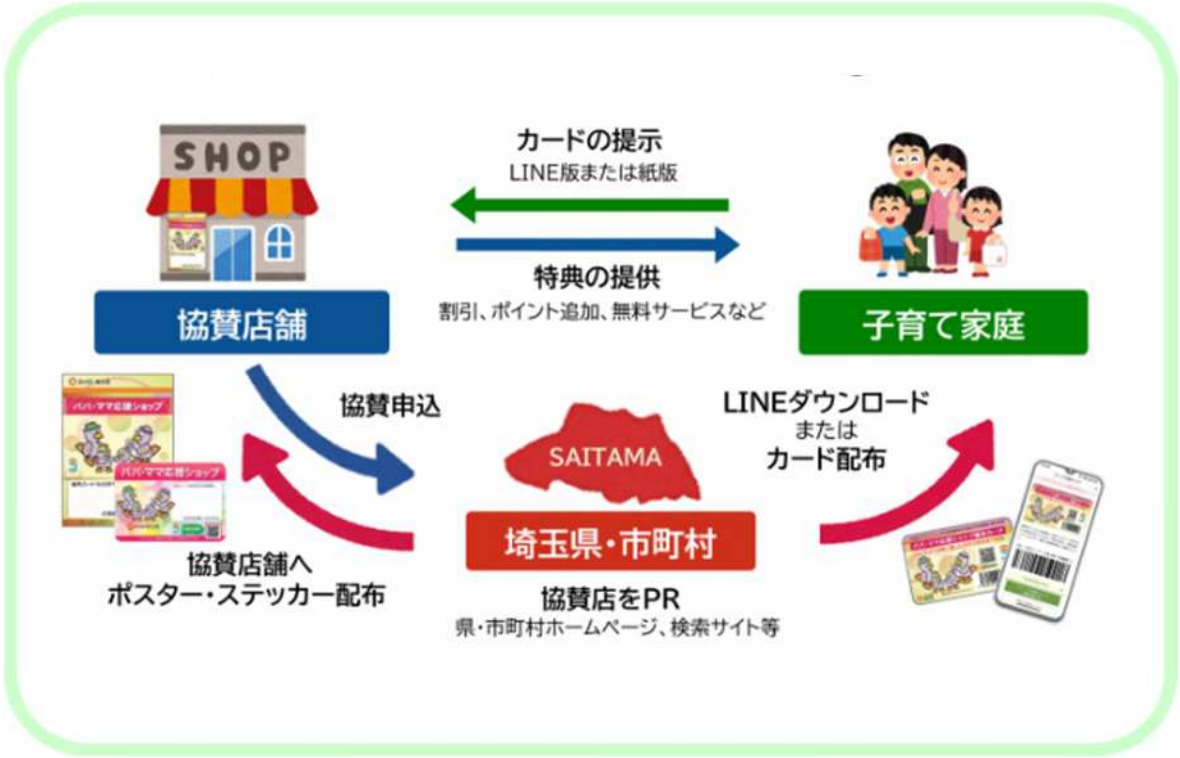
子育て支援パスポート事業について①

資料（3）

パパ・ママ応援ショップ事業

「パパ・ママ応援ショップ」とは、18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこどもまたは妊娠中のかたがいる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度。

協賛店舗の例：飲食店、薬局、コンビニエンスストア、塾　等



協賛店等の状況

協賛店舗数

22,417
（令和8年8月末）

協賛の理由

子育て世帯の集客
60.9%
子育ての応援
55.9%

協賛の効果

お客様から好評の声
46.4%
イメージアップ
25.8%

出典：令和5年度パパ・ママ応援ショップ協賛店に対する調査

市町村の方にお願いしたいこと

- パパ・ママ応援ショップ事業の広報等、協賛店舗開拓に御協力いただきたい。

子育て支援パスポート事業について②

赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称。県では、多様な事業者等の協力の下、広く県内に「赤ちゃんの駅」の登録を進め、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めている。



対象施設

埼玉県内に存するスーパーマーケット、デパートや病院など、
不特定多数の人が利用できる施設

登録条件

以下のいずれか一つ、または両方ができる場所を有する施設であり、希望する子育て家族が無料で利用が可能であること。

・おむつ替え（ベビーベッド等、おむつ替えができる設備を有していること）

・授乳（カーテンやついたてなどで仕切られ、プライバシーの確保に配慮がなされていること）

市町村の方にお願いしたいこと

- 庁内に赤ちゃんの駅に登録可能な施設がある場合には、登録手続きをお願いしたい。
- 搾乳ができる場所の入り口に搾乳が可能である旨の表示をお願いしたい。

若者の出会い応援事業について

資料（4）

若者の出会い応援事業

未婚者の約5割にあたる結婚したいと思いながらも相手を見つける行動をしていない人に対し、
インターネット広告等を活用した情報発信や出会い交流イベントを実施する。



◀ インターネット広告（Instagram）と県ホームページで出会いへの関心を引き出す情報を掲載

▼ 11/7　行田市（忍城・花手水等）
芸人が進行し、占いや花手水で彩られたまちの散策を楽しみながら男女で親交を深める



市町村の方にお願いしたいこと

- 県ホームページ及び出会い交流イベントの周知をお願いしたい。
- 令和9年度の出会い交流イベントで活用できる地域資源の企画・提案をお願いしたい。

こどもの意見聴取について

資料（５）

こども基本法

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

埼玉県のこどもの意見を聴く取組

こどもの意見をこども施策に反映させるため、こどもたちから意見を聴く取組を様々な手法で実施している。

こどものこえ

メンバー登録して、WEBアンケートに回答

- 対象：事前に登録されたメンバー
  （未就学児の保護者、小学生～高校生相当年齢）
- 意見の内容：アンケートの設定テーマ
- 手法：WEB
- 期間：アンケート実施時（年４回）



こども会議

グループで意見交換をし、最後は知事に発表

- 対象：委員（小学生～高校生相当年齢）
- 意見の内容
  ：会議の設定テーマ
- 手法：対面（オンライン参加可）
- 期間：7～11月（4回）





こども意見箱

WEBフォームから自由に意見を投稿

- 対象：未就学児、小学生～高校生相当年齢の誰でも
- 意見の内容：自由
- 手法：WEB
- 期間：随時投稿可



児童福祉審議会

児童福祉審議会の委員に就任し、児童福祉施策について審議

- 対象：こども・若者枠　委員（応募時点18～29歳）
- 意見の内容：審議会に諮られた事項
  （例　「埼玉県こども・若者計画」の取組など）
- 手法：オンライン又は対面



さいたまけん★こどものこえ

（令和６年度～）

事前登録のメンバーを対象に、インターネットを利用したＷＥＢアンケートにより、こどもに関係する県の取組などについて意見を聴取する。

特徴

- 一度にたくさんのこどもたちから意見を聴くことができる
- 効率的に意見を集めデータ化しやすく、実態や傾向を定量的に把握しやすい
- 質問に答える形式のため、こどもたちが意見を伝えやすい

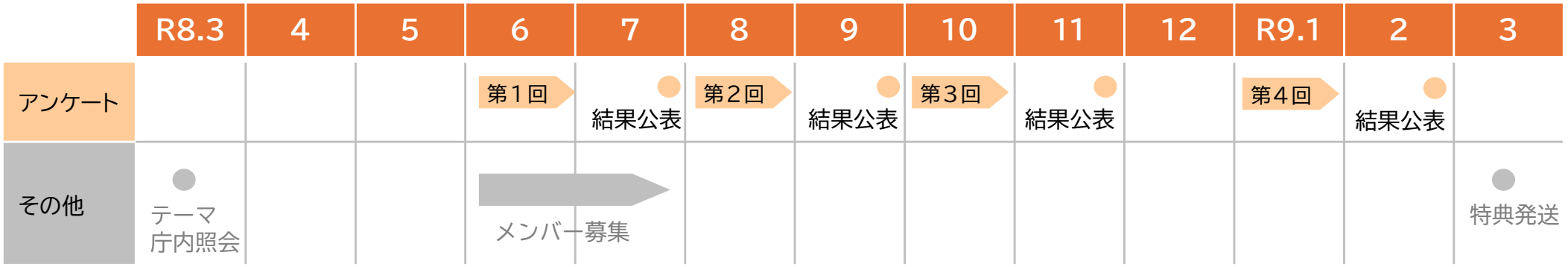
概要

- 対象：未就学児の保護者、小学生～高校生相当年齢
- 登録者数：約２，０００人
- テーマ設定：庁内公募
- 方法：登録者にＷＥＢアンケートを配信
- 回数：年４回
- 特典：小学生は図書カード、中学生はAmazonギフトカード
- 問題数：２０問程度（１回あたり）

さいたまけん★こどものこえ

さいたまけん★こどものこえ

スケジュール



これまでのテーマ（令和７・８年度）

- 読書・県立図書館について（生涯学習推進課）
- ペットについて（生活衛生課）
- 「学校や社会の中などで意見を言える機会」について（こども政策課）
- 「部活動の地域移行（展開）」について（保健体育課、義務教育指導課）
- 将来の有権者への選挙啓発について（市町村課）
- 県の小学生向け新聞の発行について（広報課）
- 彩の国ふれあい牧場の機能強化について（秩父高原牧場）
- 看護師に関するイメージ調査（医療人材課）
- 男女共同参画に関する意識について（人権・男女共同参画課）
- からだ・こころの悩みについての調査（健康長寿課）
- 水に関するイベントや広報等について（土地水政策課）
- 食の安全・安心についての意識調査（食品安全課）
- 「大きな地震への備え」について（危機管理課）
- 薬物乱用防止について（薬務課）
- 埼玉県生活科学センターのリニューアルに向けた調査（消費生活支援センター）
- 埼玉県の魅力発信について（県民広聴課）

アンケート結果は
ホームページへ

埼玉県こども会議

（令和７年度～）

年代及び意見交換テーマに応じたグループごとに意見交換をし、最後は知事に発表をする。

特徴

- 意見の背景や理由等を確認できる
- 決まったテーマについて意見を深めてもらうことができる
- 参加者同士の議論によって、意見が広がる可能性がある



概要

- グループ：年代ごとに４グループ
  （小学校１～４年生／小学校５～６年生／中学生グループ／高校生相当年齢程度）
- 委員数：７名×４グループ 計２８名
- テーマ設定：庁内公募
- 方法：会場またはオンラインのハイブリッド方式で会議を実施
- 回数：３回の会議及び知事への意見発表
- 特典：図書カード

埼玉県こども会議

テーマ

	令和7年度	担当課	令和8年度	担当課
小学校 1～4年生	埼玉県のこども向けの広報について	こども政策課	大宮公園(大宮スーパー・ボールパーク構想)	大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹
小学校 5～6年生	学校部活動の地域クラブ活動への移行について	教育局 保健体育課、義務教育指導課	大宮公園(大宮スーパー・ボールパーク構想)	大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹
中学生	埼玉県のこども向けの広報について	こども政策課	選挙を自分ごと化	市町村課
高校生	ペットの終生飼養について～家族として最後まで一緒に過ごすには～	生活衛生課	バーチャル空間の交流 相談	青少年課

埼玉県こども会議

令和８年度
スケジュール

３月　　会議テーマ庁内募集
５～６月　　こども会議委員の募集・決定

会議は委員が参加しやすいように
土曜日の午後または長期休暇に開催

	日程	対象	時間	内容
第1回	7/29(水)	全グループ	100分／グループ	• 自己紹介 • 意見交換テーマについての県からの説明 • 意見交換
第2回	9/5(土)	• 小学校1～4年生グループ • 中学生グループ	120分／グループ	意見交換　等
	9/19(土)	• 小学校5～6年生グループ • 高校生グループ		
第3回	10/17(土)	• 小学校1～4年生グループ • 中学生グループ	120分／グループ	発表準備　等
	10/24(土)	• 小学校5～6年生グループ • 高校生グループ		
知事への意見発表	11/14(土)	全グループ	発表1時間 ほか	• こどもたちの発表／知事の質問･講評 • ほか 発表練習、リハーサル

埼玉県こども会議

会議当日の内容 第１回の例

1. 課長挨拶（5分）
2. アイスブレイク・自己紹介（10分）
3. 意見聴取１回目（30分）
4. 休憩・テーマ担当課と方向性確認（5分）
5. テーマ担当課からテーマについて説明（10分）
6. 意見聴取２回目（20分）
6. 休憩・テーマ担当課と方向性確認（5分）
7. テーマ担当課からの質問（10分）
8. クロージング（5分）

進行の工夫

- 場の雰囲気づくり、様々な個性を持つこどもたちの意見を引き出すために、
  こどもの意見聴取に実績のあるファシリテーターを配置
- ハイブリッド方式での開催により、会場に来れない委員なども参加しやすくしている
- テーマを提出した課も会議に同席し、会議で出た様々な意見を反映できないか検討していく

埼玉県こども意見箱

（令和７年度～）

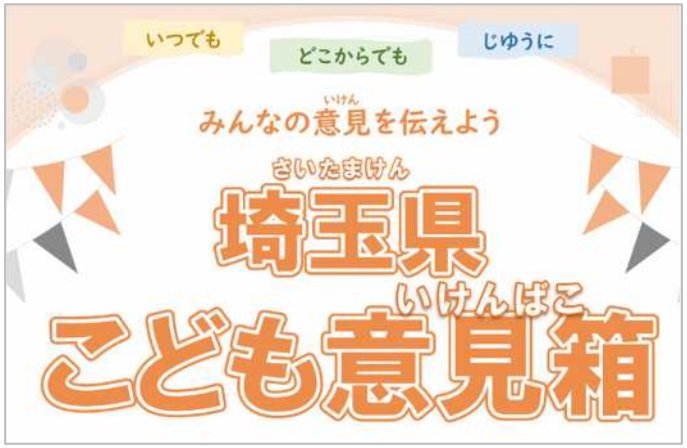
県内在住・在学のこどもが「いつでも」「どこからでも」「自由に」意見を投稿できるインターネット上の投稿フォーム

特徴

- 自分のペースでいつでもどこでも意見を言うことができる
- 意見をじっくり考えることができる
- 大人が設定したテーマではなく、自分が言いたい内容を伝えることができる

概要

- 対象：未就学児、小学生、中学生、高校生相当年齢
- テーマ設定：設定なし（自由な意見を投稿可）
- 方法：ＷＥＢフォームから随時投稿
- 意見の取扱い
  - 個別の回答・返事はしない
  - 県庁内で意見を共有
  - 県ホームページで定期的に実施状況を公表



埼玉県こども意見箱

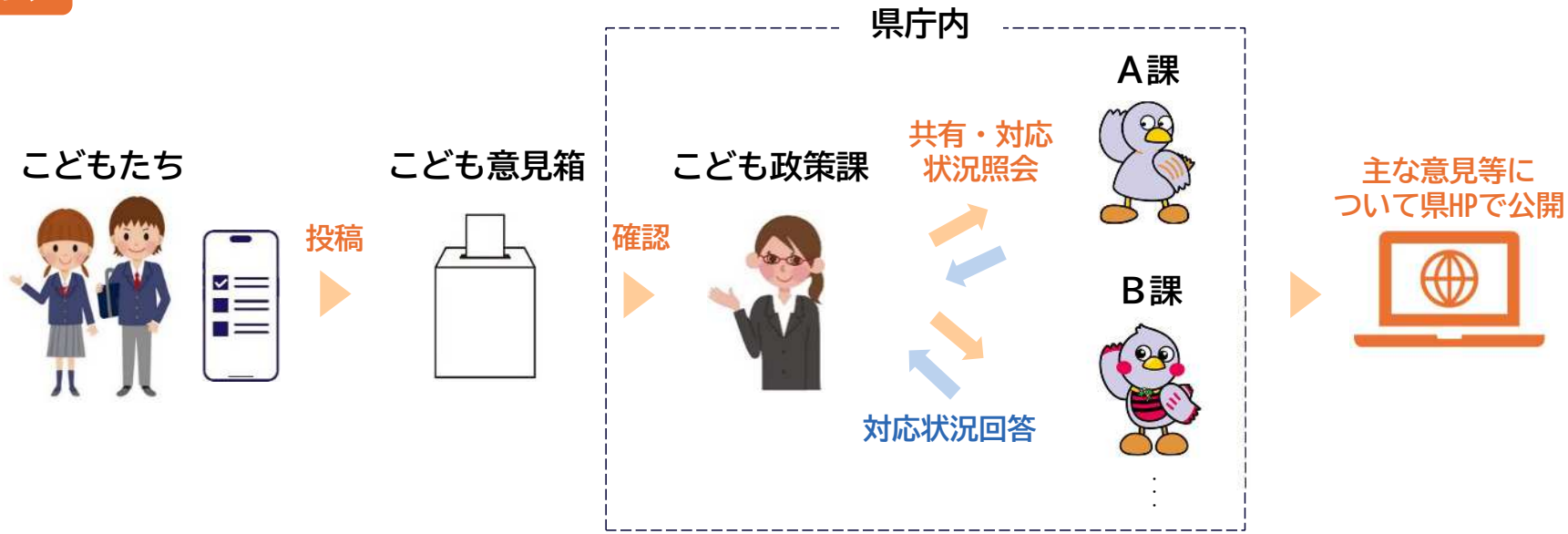
主な意見の内容

- 学童や学校の体育館・教室に空調を設置してほしい。
- ボール遊びができる遊び場を整備してほしい。
- 道路（主に通学路など）を安全に整備してほしい。
- 公園にゴミ箱をもっと設置してほしい。
- 大きな公園を作ってほしい。
- 障害のあるこどもでも安心して遊べる場所を作ってほしい。
- 夏の暑い日に部活動やスポーツ少年団の活動をするのは危ないと思う。
- 地域をきれいにするため、ゴミ捨て場のネットを大きくしてほしい。
- 学校の掃除用具を新しくしてほしい。
- 家の近くに公園はあるけど、遊具が古く、虫も多い。友達と遊べるように整備してほしい。
- 学校の冷水機を増やしてほしい。
- 給食の時間が短い。もっと長くしてほしい。
- 日本の伝統文化を体験できる授業を行ってほしい。
- 英語の授業を増やしてほしい。

など

埼玉県こども意見箱

スキーム



お願い事項

こどもからの意見の内容が市町村の業務に関わるものである場合、
県の担当課から市町村各課に共有させていただく場合がございます。